

広報



ごじょうめ

発行所 秋田県五城目町役場 編集 秘書課 電話(018876)代 2100番
 印刷所 湖東印刷所 電話(018876)2430番 一部 5円
 郵便番号 018-17 毎月 1日・15日発行



去る10月2日老人があしたの夢を育てる会(会長本間義蔵)が建設をすすめていた、川端会館の竣工式がおこなわれた。

夢の一端を実現した

本間会長の言葉を借りると「自分たちは自分のことばかり考へないで、今後も出来ることから社会のためにどんどん仕事を進めていきたい。我々の夢の一端を実現したことと、自信と嬉しさで一杯である。この会館に蔭に陽に応援してくれた加賀谷町長をはじめ、ひまをみて手伝ってくれた同郷のみなさんへ心から感謝したい。」と結んだ。

言うに易し行うは難し

また加賀谷町長は祝辞の中で「今日おいでになっているクラブ員の顔が、誇りと喜びに満ちており、日本晴れの今日の天気と同じで、晴れ晴れと輝いている。昔から「言うは易く行はうは難し」という言葉がある。このたびの会館の建設は皆さんが本当に自分たちのものとして行動し、見事に実現してみせた。これは町内各層に非常に大きな影響を与えるものと思う。少し以

祝
川
端
会
館
竣
工

夢がふくらむ利用計画

前に皆さんの仲間から、秋田市へ通ずる道路を早期実現すべきだと。また磯ノ目開発についても、町发展のため是非早く着手すべきだと、それぞれ貴重なご意見をいただいている。私はこの後も皆さんのご意見を心にきざんで町づくりに励みたい。」

善意の結果

この川端会館は、故加賀谷タエさんの空家が、折り良く集会所の建設を数年来から計画していた町部老人クラブ員の目にとまり、人々の善意が寄せ集まって完成の運びとなった。

夢がふくらむ利用計画

利用計画の中で、外国の童話集を中心に図書を集め、誰にも親しめる図書館の役割を果していただきたい。そして川端を散策する人々が気軽に立ち寄り、肩のこらないおしゃべりが出来るサロンルームとしての機能を満たしながら、夢がふくらませる計画で一杯であった。自分たちの技術と労力を提供し合いながら自分たちの集会所を完成した自信は、今後いろいろな活動面にも波及することであろう。

会館の夢を実現した
心の結びつき
古川町 佐藤久之助

私はこの三月仕事から足を洗い隠居の身となつたが、タイミング良く自分の力で社会に奉仕することができ、念願の会館を建てることができた。日頃老人クラブの方に一つの疑問を持っていた一人として、何か少しつぶ心のわだかまりが水解していくような心境である。

それは老人クラブの活動と言えば、役場から助成をしてもらいつつある受けとめ方をしている状態である。方法としては否定しないが、自ら発見するべきがないと思つてゐる。道端のごみ拾いや寝たきりの人は尊い体験談でも人々の生き方に示唆を与えると思う。とにかく身近に来てほしい。それがなかなか町に出米すれば困る

会所の建設を夢みていたのが、人々の善意でようやく実現されたわけである。この川端会館の建設もひょんなきっかけで出来たある日役場の民生部長のところへ渡辺さんの空家の処置を耳にしたのである。私はその時これだっと思った。

四ヶ月に始まった解体作業から完成までの間、前から老人会館の相談にあがつた時、加賀谷タエの空家の位置を耳にしたのである。私はその時これだっと思った。

五月に始まった解体作業から完成までの間、前から老人会館の相談にあがつた時、加賀谷タエの空家の位置を耳にしたのである。私はその時これだっと思った。

思えば六年前にから老人会館の建設もひょんなきっかけで出来たある日役場の民生部長のところへ渡辺さん



十月二日念
願の集会所が
その名も川端
会館と命名さ
れて喜びの竣工
式を挙げた



ROOM

計画など可決

選管委員島崎、松橋両氏新任～

九月五日、町議会定期例会は、去る九月十六日から二十二日までの予定で審議を行つたが、上程された議案について、二十日特別委員会が構成され二十五日まで審議したが議案の取り扱いや提案方法に疑義があるとして、廻案となつてゐる。

またこのたびの補正予算是、六千三百九四三千円となつており、既定予算と合せると二十億六千三百八一千円で昨年同期と比較して八・七%の減額となつてゐる。

なお人事事件では、議員提出のものと含め三件あり、教育委員は松橋、農業委員は小玉嘉一郎の各氏が再任され、選管委員ならびに補充員など別記のとおり議決を得てゐる。

町長の行政説明ならびに一般質問、議決された議案の概要是次のとおりである。

町長の行政説明

稲の作況について

農作が期待されての稲作りのスタートであったが、七月から異常気象に覆われ秋田地方としては十六年ぶりの冷たい夏となり、近年には不作の模相を呈してゐる。

昨年実収比七〇%

ため、八月三十一日農協、農業、農林などのご協力を得て、五城目町冷害対策本部を役場内に設置し、冷害の被害を最小限にとどめるための技術対策を積極的に進めるところ、あらゆる相談に応ずる体制を整え、不作を乗り切る努力をしている。

◆一般質問の中から

質：稲作冷害対策はどうなつてゐるのか

答：農業試験場長、農政部次長、秋田農林事務所長等が本町の作況を視察している。

広域し尿処理場今年度見送る

なお、九月五日に、小畑県知事

農業試験場長、農政部次長、秋田農林事務所長等が本町の作況を視察している。

広域し尿処理場今年度見送る

農業試験場長、農政部次長、秋田農林事務所長等が本町の作況を視察している。

九月當对策本部の冷害状況調査によると、本町平均で平年作の七七%、昨年実収の七〇%の所では収穫が全く望めない圃場もあると報告を受けている。

今後、実施計画を審議決定する機関や事務局は設け「單なる農作物の品評会や物産の即売会」ではなく農林、商工の調和のとれたものとし、町民ひとしくこの産業祭に参加していることを自覚出来るよう行事としたい。

八月二十五日（月）までの三日間に

五万棲八億円相当の主催で継続されていた産業祭が諸般の事情から産業祭と商工業祭をそれぞれの立場で主催され実施され始めたが、この一本化について農協と商工会からの要請があり、いろいろ協議、検討した結果、今年からまた町主催で産業祭を開催することになった。

各町と協議の上、根本から計画の見直しが必要とされ、改めて二年度実施を申し合せてある。

産業祭を町主催で

町村合併以来昭和四十年まで町主催で継続されていた産業祭が諸

佐々木産業建設部長
五万棲八億円相当の
冷害対策本部の調査経過
減収が予想される

置をしていかたい。

秋田県でもこれに取り組む姿勢を持つてゐるので、よく連絡

として指定される。
馬鹿を見ないよう、町の敗政の許さぬりにおいて、あの大學生が仕止までに自所をつける事を忘れてはならないと考えている。

馬鹿を見ないよう、町の敗政の許さぬりにおいて、あの大學生が仕止までに自所をつける事を忘れてはならないと考えている。

町長：高校の跡地に関しては、何れ何らかの方法により県側で必ず示唆してくれる見通しを持つてゐる。補償に関して今その問題は出ておらないが、正直者が

秋田県でもこれに取り組む姿勢を持つてゐるので、よく連絡

して施設を作る。行政として取り上げるには順序があり、教育委員会の意見を尊重しながらやつていて、

たまに、トヨ六割キヨ三割といた具合で、立地条件を無視した結果大きく影響したと思われる面もある。



議案第四十七号

五城目町営住宅設置条例の一部
を改正する条例制定

紀久菜町内にある消防第二
分団ポンプ置場と併設してい
た防災ボンプの老朽化と
消防ボンブの管理上から、住宅
を廃止して、ポンブ置場として
管理するための条例一部改正。

議案第四十八号
五城目町営住宅使用条例の一部
を改正する条例制定

前号議案の住宅使用料の規定
を削除するための条例の一部改
正

五城目町営住宅使用条例の一部
を改正する条例制定

前号議案の住宅使用料の規定
を削除するための条例の一部改
正

五城目町営住宅使用条例の一部
を改正する条例制定

議案第四十九号
合地辺地総合整備計画

議案第五十号
字の区域変更

馬場目中村地区、第一、第二
地区改良事業の結果にともな
い字の区域の変更をするもの。

馬場目中村家前に
変更。

議案第五十一号
字の区域変更

内川黒土地区地改良事業の
結果、字の区域を変更するもの
で変更する区域は、

五城目町内川黒土字滝ノ沢から
五城目町内川黒土字滝ノ沢ノ上へ、
四筆、一、三五九九ヶを、字上川
原へ七筆一、二〇四ヶを変更

議案第五十四号

昭和五十一年度五城目町一般会
計補正予算

今回の補正予算は国庫助成確
定に伴う公共事業と、町単独事
業について、緊急を要するもの
をそれぞれ補正している。

議案第五十三号

昭和五十一年度五城目町水道事業
会計決算認定

その概要

収益的収入
五百三百九十六千九百六十四円

収益的支出
四千九百一十七万三千九十九円

資本的支出
当年度純利益
四百三十二万六千五百五十五円

資本的収入
五千五百五百万円

資本的支出
差引不足額
七百八十五万八千八百八十五円

この不足額は、
当年度損益勘定留保資金から
六百三十三万八千八百三十一円

減価積立金から
五百三万円

繰越利益勘定留保資金から
九十八万九千八百四十四円

の内容で示してある。

議案第五十号
字の区域変更

馬場目中村地区、第一、第二
地区改良事業の結果にともな
い字の区域の変更をするもの。

馬場目中村家前に
変更。

議案第五十一号
字の区域変更

内川黒土地区地改良事業の
結果、字の区域を変更するもの
で変更する区域は、

五城目町内川黒土字滝ノ沢から
五城目町内川黒土字滝ノ沢ノ上へ、
四筆、一、三五九九ヶを、字上川
原へ七筆一、二〇四ヶを変更

◆ 主なる予算および補正内容

○磯ノ目区画整理事業
過般の臨時会において、区画
街路整備事業契約の調決を得て
いるが、更に、用工作品併用で
シクリート側溝工事、延長七五
四m、上水道布設工事、延長十
九百m、区画街路整備工事三
〇九mを実施するため二千六百
万円を目内補正。

また本事業を進めるに当り、
関係者から強烈な減歩緩和の要望
が出されていたので、いろいろ
検討の結果、関係者の要望にい
くらかでも応えるため、地区内
の開発公社所有地五、三五九m
を先行取得したいために、九百
七十六万四千円を債務負担行為と
して計上。

議案第五十二号
・産業祭費用
五百五万円

・米消費拡大推進協議会負
担金
一二万円

・農業振興費
五百六十円

以上一般会計補正予算額
六千三百九四三千円

となるが、既定予算と合せると
二十億六千三百八一万一千円と
なる。

五城目町選舉管理委員会委員及
び同補充員を選舉する議案であ
るが、次の方々が満場の賛成を
得て選出された。

議案第五十六号
・中核林業振興地域育成特別対
策事業費の中、基礎調査、
推進協議会及び整備計画策定
等に要する経費百三万九千円

・林構事業費については、六月
補正の値段に計上した事業費
に対する、町の嵩上分追加、
六百七十九五千円。

・林道の建設費については、広
域林道舗装事業費及び町山林
道開設事業費の決定にともな
い、五百四万円を減額。

・補助対象事業の事業費
五百七千円を追加補正。

議案第五十七号
・監査委員の選任につき同意を求
めることについて
十月五日で満期を迎える委員
の後任者の同意を求めるもので
新谷国太郎氏が長い経験と知識
・町債
一千葉茂(富津内)

・同補充員
島崎徳司(大川)
石井勇(馬場目)
松橋徳之助(内川)
今村方介(五城目)

議案第五十八号
・一般会計補正予算の財源
・地方交付税
四千五百四十万円

・交通安全対策特別交付金
十二万二千円

・使用料及手数料
七十九万円

・国庫支出金
五百二十六万六千円

・県支出金
二百六十六万三千円

・財産取入
九百五十万円

◆ 表示

○国道七号線案内標識灯補修工事
国道七号線沿にある五城目町
の案内標識灯の塗装、内部の電
球補修。一八八万円。

五城目町選舉管理委員会委員及
び同補充員を選舉する議案であ
るが、次の方々が満場の賛成を
得て選出された。

議員提出議案第八号
・面積
五七八九坪

・補正
五二六六九円

・社会教育青少年ふるさと広場
ふるさと運動費用
六十万円

・広域体育館折たたみ式ステー
ジ購入費
三百七十二万円

・五高用地購入費
四百六十九千円

以上一般会計補正予算額
六千三百九四三千円

となるが、既定予算と合せると
二十億六千三百八一万一千円と
なる。

五城目町選舉管理委員会委員及
び同補充員を選舉する議案であ
るが、次の方々が満場の賛成を
得て選出された。

議案第五十九号
・選舉管理委員(敬称略)

教育委員の任命につき同意を求
めることについて
月三十日をもって任期満了する
ので、後任者の任命に次の三名
の同意を求めた。

教育委員五名のうち三名が九
月三十日をもって任期満了する
ので、後任者の任命に次の三名
の同意を求めた。

松橋長悦、菊地義之助、小玉
嘉一郎の各氏が再度任命の同意
を得た。

議案第五十七号
・同補充員
島崎徳司(大川)
石井勇(馬場目)
松橋徳之助(内川)
今村方介(五城目)

議案第五十八号
・一般会計補正予算の財源
・地方交付税
四千五百四十万円

・交通安全対策特別交付金
十二万二千円

・使用料及手数料
七十九万円

・国庫支出金
五百二十六万六千円

・県支出金
二百六十六万三千円

・財産取入
九百五十万円

◆ 大川地区関係スクールバス運行補助金
百萬円

議員提出議案第八号
・行補助金
三百七十二万円

選舉管理委員会委員及び補充員
の選舉について
九月二十七日任期満了する、
五城目町選舉管理委員会委員及
び同補充員を選舉する議案であ
るが、次の方々が満場の賛成を
得て選出された。

議員提出議案第八号
・面積
五七八九坪

・補正
五二六六九円

・社会教育青少年ふるさと広場
ふるさと運動費用
六十万円

・広域体育館折たたみ式ステー
ジ購入費
三百七十二万円

・五高用地購入費
四百六十九千円

以上一般会計補正予算額
六千三百九四三千円

となるが、既定予算と合せると
二十億六千三百八一万一千円と
なる。

五城目町選舉管理委員会委員及
び同補充員を選舉する議案であ
るが、次の方々が満場の賛成を
得て選出された。

議員提出議案第八号
・選舉管理委員(敬称略)

教育委員の任命につき同意を求
めることについて
月三十日をもって任期満了する
ので、後任者の任命に次の三名
の同意を求めた。

教育委員五名のうち三名が九
月三十日をもって任期満了する
ので、後任者の任命に次の三名
の同意を求めた。

松橋長悦、菊地義之助、小玉
嘉一郎の各氏が再度任命の同意
を得た。

議案第五十七号
・同補充員
島崎徳司(大川)
石井勇(馬場目)
松橋徳之助(内川)
今村方介(五城目)

議案第五十八号
・一般会計補正予算の財源
・地方交付税
四千五百四十万円

・交通安全対策特別交付金
十二万二千円

・使用料及手数料
七十九万円

・国庫支出金
五百二十六万六千円

・県支出金
二百六十六万三千円

・財産取入
九百五十万円

◆ 行政の意向を得た。
致の同意を得た。

議員提出議案第八号
・面積
五七八九坪

選舉管理委員会委員及び補充員
の選舉について
九月十六日他議案とともに上程
された、議案第五十二号財産の取
得に關し議決を求めるところにつ
いて

議員提出議案第八号
・面積
五七八九坪

・補正
五二六六九円

・社会教育青少年ふるさと広場
ふるさと運動費用
六十万円

・広域体育館折たたみ式ステー
ジ購入費
三百七十二万円

・五高用地購入費
四百六十九千円

以上一般会計補正予算額
六千三百九四三千円

となるが、既定予算と合せると
二十億六千三百八一万一千円と
なる。

五城目町選舉管理委員会委員及
び同補充員を選舉する議案であ
るが、次の方々が満場の賛成を
得て選出された。

議員提出議案第八号
・選舉管理委員(敬称略)

教育委員の任命につき同意を求
めることについて
月三十日をもって任期満了する
ので、後任者の任命に次の三名
の同意を求めた。

教育委員五名のうち三名が九
月三十日をもって任期満了する
ので、後任者の任命に次の三名
の同意を求めた。

松橋長悦、菊地義之助、小玉
嘉一郎の各氏が再度任命の同意
を得た。

議案第五十七号
・同補充員
島崎徳司(大川)
石井勇(馬場目)
松橋徳之助(内川)
今村方介(五城目)

議案第五十八号
・一般会計補正予算の財源
・地方交付税
四千五百四十万円

・交通安全対策特別交付金
十二万二千円

・使用料及手数料
七十九万円

・国庫支出金
五百二十六万六千円

・県支出金
二百六十六万三千円

・財産取入
九百五十万円

町税完納強調月間

(過去五ヵ年間の町税收入状況
は次の図のとおりで毎年相当の伸びを示し、特に昭和四八年度は四二%という伸びを示していたものが昭和五〇年には伸びが見られません。これは経済の不況により木材産業を主体とする本町の法人町民税(國保税)と納める法人税とを対象として課税が激減したことによるものです。

(2) びを示し、特に昭和四八年度は四二%という伸びを示していたものが昭和五〇年には伸びが見られません。これは経済の不況により木材産業を主体とする本町の法人町民税(國保税)と納める法人税とを対象として課税が激減したことによるものです。

町税の税率

税率には標準税率と制限税率(それ以上超えてはならない)とがあり、固定資産税は標準税率ですが、国保税は保険料率を採用します。

町税の納期

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12
軽自動車税 全期									
固定資産税 (都市計画税)	1期		2期		3期		4期		
町県民税			1期		2期		3期	4期	
国保税				1期		2期		3期	4期

前納報奨金

納期の到来した税金を納付する場合、まだ納期の到来しない税金を前納したときは、税額の100分の1に納期前の月數(1ヶ月未満の端数は15日以上1ヶ月とし、15日未満は切捨)を乗じて得た額の報奨金を交付します。

す。・
内納税組合を通じて納付されたものは、一九二・一二二千円で全体の五五・三三%にあたります。
又連続納期内完納組合は高まると想定され、合が二〇年を超えていまが二・一)とあれば固定資産税は標準税率ですが、制限は百分の一・四だといいますが、本町の場合ははならぬ。ただし国保税は保険料率を採用しますが、本町の場合はすべて標準税率はあります。たしかに課税額が定められており標準税率はあります。たしかに課税額が高くなったといいますが、本町は標準税率はあります。たしかに課税額が定められています。

扶助金等の内納税組合を通じて納付されたものは、一九二・一二二千円で全体の五五・三三%にあたります。
又連続納期内完納組合は高まると想定され、合が二〇年を超えていまが二・一)とあれば固定資産税は標準税率ですが、制限は百分の一・四だといいますが、本町の場合ははならぬ。ただし国保税は保険料率を採用しますが、本町の場合はすべて標準税率はあります。たしかに課税額が定められています。

事務費助成金

区分	100%		95%	
	納期内	納期外	納期内	納期外
全戸加入組合	3%	2%	2.5%	1.5%
任意加入組合	2	1	1.5	0.5

組合員1人当 60円

連続完納報奨金

区分	全戸加入組合	任意加入組合
4カ年以下連続完納	1戸当 150円	1戸当
5カ年以上	〃 200円	〃 75円
10カ年以上	〃 250円	〃 100円
20カ年以上	〃 300円	〃 150円



本年も同様

本年も同様

町税の納期

町税の納期は法律に定める範囲内で町の条例で定められています。

納税者の納税の便宜を考慮して一時に多額の税負担を強いることをせず、円滑な徵収を確保するため評価替が行われており課税標準額も農地は二〇%、宅地等は一〇%から三〇%、家屋は三〇%位です。

町税収入状況

年度	収入額	前年対比
46	134,845	117%
47	143,569	106
48	204,549	142
49	248,994	122
50	249,221	101

納税組合の町税納付状況

年度	納付額	前年対比	付率
46	102,670	103%	99.72%
47	113,398	110	99.65
48	119,302	105	99.72
49	164,058	138	99.84
50	192,121	117	99.97

過去五ヵ年間の納税組合の納付状況は次の表のとおりとなつております。(一般町税、國保税の合計)納税組合の加入世帯は三、二六八世帯で全町の八二、二九%で昭和五〇年度における國保税を含む町税収入額三四七、二四五千円

昭和51年度町税の税率

町	課税方式		本文方式	所得区分	税率
	個人均等割額	700円			
民	同 軽 減 額	無	町民税の所得割額の税率	30万円以下の金額	100分の2
法	均 等 割	24,000円	100分の1.4	30万円を超える金額	〃 3
人	法312条1項1号の法人 同条同項2号の法人 同条同項3号の法人	12,000円 7,200円	100分の18.1	50万円 80万円 110万円 150万円 250万円 400万円 600万円 1,000万円 2,000万円 3,000万円 5,000万円	〃 4 〃 5 〃 6 〃 7 〃 8 〃 9 〃 10 〃 11 〃 12 〃 13 〃 14
	法人税割額	100分の12.1	100分の1.4	退職所得に係る分離課税	上記と同様
	固定資産税	100分の1.4	100分の18.1		
	町たばこ消費税	100分の1.4	100分の5		
	電気税及びガス税	100分の3	100分の1		
	賦税	100分の1	100分の1		
	特別土地税	100分の3.0	100分の1.4		
	保有	〃	100分の1.4		
	入湯税	100円	100分の0.19		
	都市計画税	100分の0.19			

区分	税率		所得割額	資産割額	被保険者均等割額	世帯別平等割額	低対所得する総割額	均等割額	平等割額	税率
	原動機付自転車50cc以下	90cc以下								
輕自動車税	650円	1,000円	1,000円	4,700円	8,200円	150,000円	2,700円	4,200円	1,800円	100分の4.4
	125cc以下	1,300円								100分の3.0
	小型特殊自動車農耕用	1,300円								4,700円
	特殊作業用	3,900円								8,200円
	二輪小型自動車250cc以上	3,300円								150,000円
	軽自動車二輪車	2,000円								2,700円
	四輪乗用	5,900円								4,200円
	四輪貨物	3,300円								1,800円

11月ごみ収集日

11月						
町名	1回	2回	3回	4回	5回	
希望ヶ丘	5	11	19	26		
田	5	11	19	26		
広ヶ野	5	11	19	26		
今町	5	11	19	26		
御蔵町	5	11	19	26		
小池町	5	11	19	26		
川原町	5	11	19	26		
新	6	12	20	27		
一番町	6	12	20	27		
古川町	6	12	20	27		
紀久栄町	6	12	20	27		
中川原町	6	12	20	27		
龜城町	6	12	20	27		
岩城町	6	12	20	27		
築	1	7	16	22		
烟	1	7	16	22		
新烟町	1	7	16	22		
矢場崎	1	7	16	22		
仲町	2	9	17	24		
長町	2	9	17	24		
米沢町	2	9	17	24		
雀館	2	9	17	24		
昭辰町	2	9	17	24		
大川一区	4	10	18	25		
〃二区	4	10	18	25		
〃三区	4	10	18	25		
〃四区	4	10	18	25		
富津内	13	29				
内川	13	29				
馬場	13	29				
大川(本村以外の部落)	13	30				
面溝	13	30				
馬川	13	30				

1 廃棄物は、袋、標識のないものは収集されませんので必ずつけるように。

2 特別重いものや大きい廃棄物は遠慮願う。

3 廃棄物一箇の大ささは、リソボク程度に定めであるので厳守のこと。

4 廃棄物収集所には収集当日午前8時までに。

5 燃却場休みの時は直搬受付しない。

出かせぎされる皆さんへ
ーお出かけ前にはまづ互助会加入をー

出かせぎ互助会は、出かせぎ者が就労先で色々な問題がおきても安心して働くための援助をするために、昭和四十五年に設立されました。秋田県で昨年は会員三万六千七十五人の内、病気や事故が七十八件も発生し、六四人の方が尊い命を失っている。このたび制度の改正をして内容を一層充実している。

◎費用の負担
留守宅 八万 五万
就労先の寮・宿舎 三万 二万
◎セイコートランジスター
○美容奉仕

秋田県美容環境衛生同業組合
五城目町民児童委員会
会長 伊藤昭悦 他十一名
①川等へゴミを捨てない。
②残飯類の水切りは必ず実行する。

佐藤重治(公社事務局長)：現況

のままでのことで、契約以外にはない。ただ南側に水路用地を北側に道路用地(巾四メートル)を残すよう考えている。

分銅委員：議案の金額九百七十六万三千円となつていて、差額が大きい、助役の説明でよいか。

本町の場合特別代理人が必要

分銅委員：私が弁護士に聞いたら民法八百条では、自己、双方代理であった。五城目町の場合は自己契約であるから、特別代理人で契約(民法五十七條)しなければならないといふが、

收受役は外に根拠があったらお知らせ願いたい。

若松収入役：地方財務の六月号中に

にある関係分を朗読。

特別代理人についてはふれて

なかつた。

佐藤企画部長：煙、河川敷はいく

らとして、五高内地買収価格等の実例で価格をつけたと思う。

荒川委員長：議案第五十二号について、本日まで慎重に討議したので、採決をしたい。

佐藤(重)：農業委員会には登記の際中間省略の場合もある。

佐藤(重)：農業委員会には登記の際中間省略でやる場合もある。

小林委員：加賀谷の田を公社が買ったのかが買つたのかがわかる。

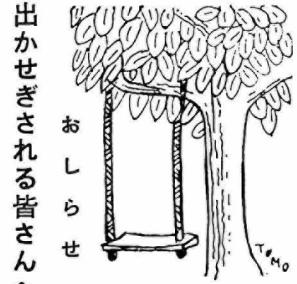
佐々木委員：議案の裏付けの取り扱いが違法なので、議案を否決せざるを得ないと思う。取得する契約が無効行為である。

分銅委員：議案の提出方法が違反しているため否決すべきである。

荒川委員長：議案第五十二号について、全員否とするところに異議を問う。

全員：異議なし。

荒川委員長：それでは否と決定す



出かせぎされる皆さんへ

ーお出かけ前にはまづ互助会加入をー

おしゃらせ

火災

二十万 十万

傷病加療休業

六十日以上 八万 五万

三カ月未満 六万 三万

◆事故見舞金 新旧
・死亡した時 五十万 三十万
・不具施設 二十万 一万
・加賀谷などとどりあつたことのないもので、決めることは無理だから協議で受けている者は新制度の適用はできない。たとえ既存制度の会費二百円で加入した会員が、差額三百円を添えて要更登録した場合は新制度の見舞金が支給される。

佐藤重治(公社事務局長)：現況

のままのことで、契約以外にはない。ただ南側に水路用地を北側に道路用地(巾四メートル)を残すよう考へている。

分銅委員：議案の金額九百七十六万三千円となつていて、差額が大きい、助役の説明でよいか。

佐々木委員：中間省略して登記はできるが、農地の場合は最菜委員会の承認を得なければならない。交換する土地の契約書のほかに、何とか約束ことはない。

佐藤重治(公社事務局長)：現況のままのことで、契約以外にはない。ただ南側に水路用地を北側に道路用地(巾四メートル)を残すよう考へている。

分銅委員：議案の金額九百七十六万三千円となつていて、差額が大きい、助役の説明でよいか。

佐藤企画部長：煙、河川敷はいくらとして、五高内地買収価格等の実例で価格をつけたと思う。

荒川委員長：議案第五十二号について、本日まで慎重に討議したので、採決をしたい。

小林委員：中間省略で登記することができるか。

理事会でやればよい。
減歩にもなる精算金は理事でやればよい。

小熊委員：減歩緩和の目的だと、五反三畠から二反八畠減歩するから減歩による精算金が入ってくることになると思うが。

石井整備課長：精算事務があるわけだが、減歩緩和に充てる目的なので、精算金の徴収はやらなければならぬが、その根拠は、

精算金はもらわない